

しまぎん教育資金一括贈与専用口座

# たからもの

大切に想う心が「たからもの」



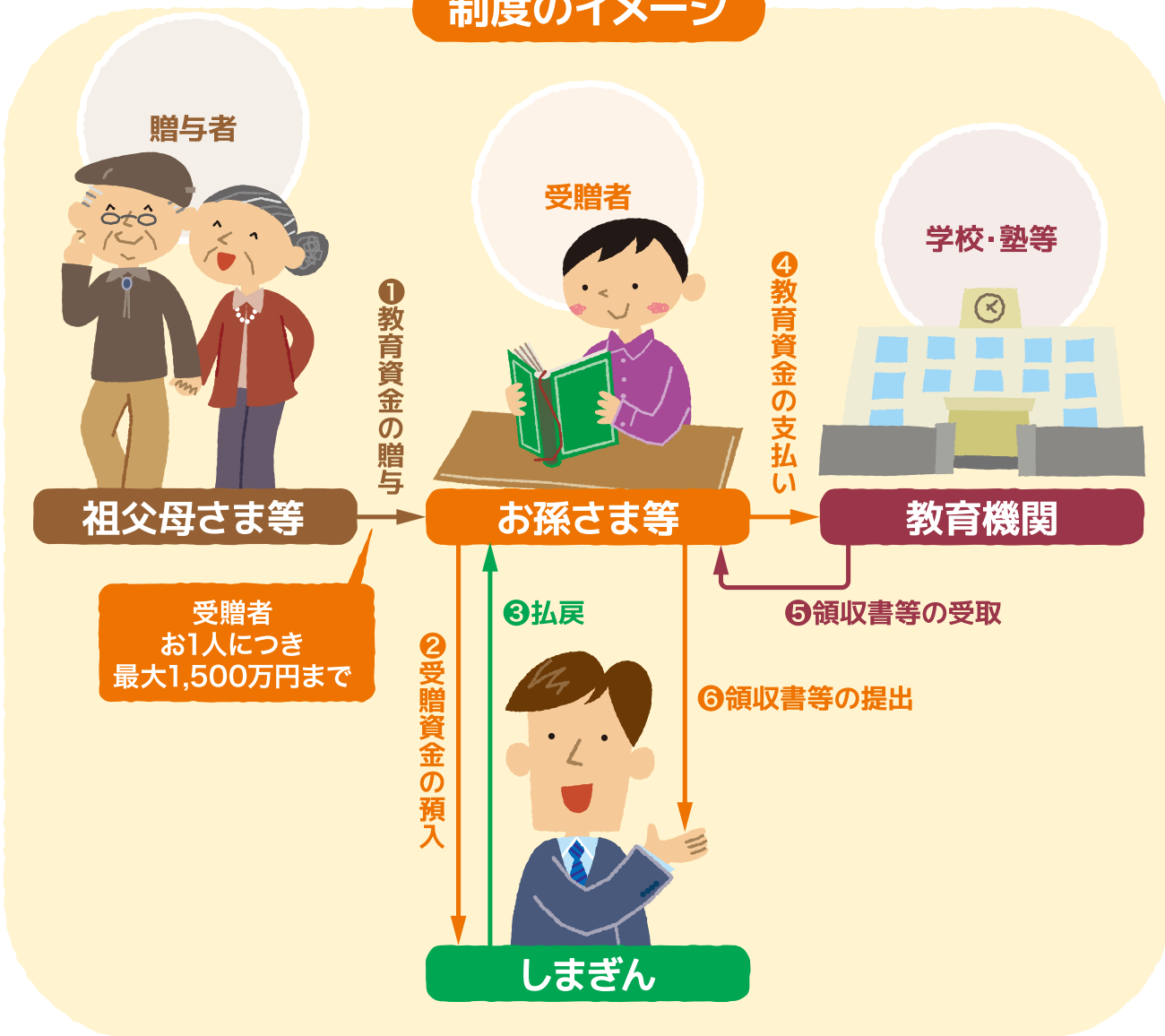
平成25年度税制改正にて教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等へ授業料等の教育資金を非課税にて一括贈与する取り扱いが開始されました。島根銀行では、お孫さま等の光り輝く未来へと託されたご資金を、『たからもの』として大切にお預かり致します。



## しまぎん教育資金一括贈与専用口座の仕組み

- 本専用口座は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条2の2)」の適用商品です。
- 祖父母さま等(贈与者)が30歳未満のお孫さま等(受贈者)に対して、教育資金に充てるために一括して贈与されたご資金(最大1,500万円)を、お孫さま等の名義で本専用口座へお預け入れいただきます。
- お預け入れいただいたご資金のうち、実際に教育資金として支払われた資金は贈与税が非課税となります。(最大1,500万円まで。ただし学習塾等の学校等以外へのお支払いは最大500万円までが非課税となります。)教育資金として使われなかった資金は贈与税の課税対象となります。
- お客さまは教育資金として支払われたことを証明する領収書等を当行にご提出いただく必要があります。期限までに領収書等の提出がない場合は贈与税の課税対象となります。

### 制度のイメージ



※上記の図は、口座からご資金を払戻された後に、教育資金の支払いに充当のうえ領収書等を窓口にご提出いただく方法のイメージ図です。口座からのご資金の払戻方法には、この他に、お客さまが教育資金を支払われた後に領収書等を窓口にご提出の上、ご資金を払戻する方法等がございます。

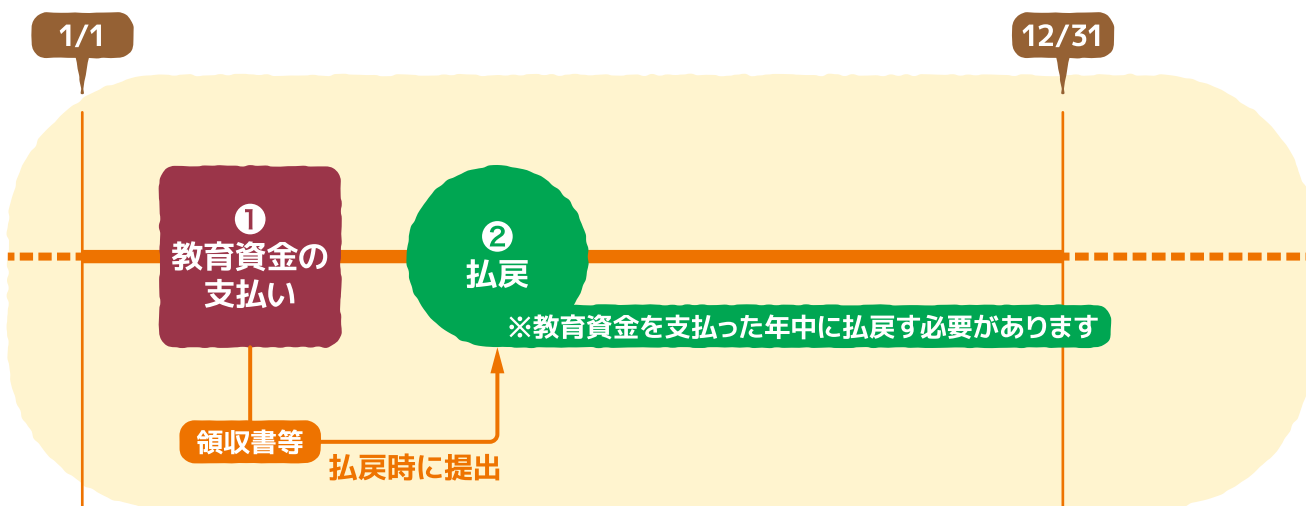


## 払戻および領収書等のご提出

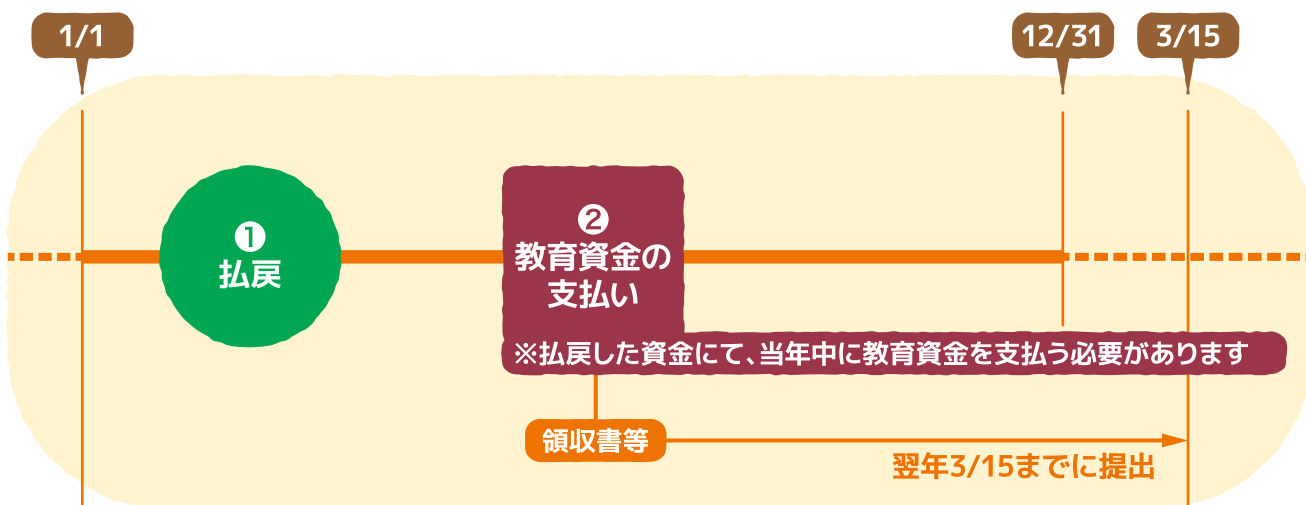
払戻方法および領収書等の提出方法は、以下のとおりとなります。お孫さま等のご都合に合わせてご利用下さい。なお、領収書等を提出される際は、口座開設時にお渡しする「教育資金支払届出書」を添付してご提出ください。

領収書等に記載された支払金額が1万円(消費税込)以下で、かつ、その年中(1月1日～12月31日)における合計支払金額が24万円(消費税込)以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。(平成28年1月1日以降)

### 1 教育資金を支払い後に、当該領収書等を当行にご提出いただき、領収書等の金額を上限に本専用口座から払戻す方法



### 2 本専用口座から払戻をした上で教育資金を支払い、後日当該領収書等を当行にご提出いただく方法



●インターネットバンキングやATMを利用しての振込や口座振替により、各教育機関等へお支払いいただくことも可能です。

※いずれの方法でも教育資金として支払われたことを証明する領収書等を当行にご提出いただく必要がございます。

## 商品概要

ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している30歳未満の方
預金種類	普通預金 ※口座開設時に教育資金管理契約を締結させていただきます。 ※決済性預金もご利用いただけます。
適用金利	本専用口座の店頭表示金利を適用します スーパー定期300万円以上(2年)の店頭表示金利と同利率です。
預入金額	1円以上1,500万円以内(利息は預入限度額に含みません)
預入期限	平成31年3月29日まで
口座開設方法	お孫さま等により、当行窓口にて口座開設させていただきます。
預入方法	・お預け入れの都度、所定の手続きが必要となります。 ・お預け入れの対象資金は、贈与契約後2ヶ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。
払戻方法	・当行本支店の窓口およびATMで随時払戻いただけます。 ・インターネットバンキングやATMを利用しての振込や口座振替により、各教育機関等へお支払いいただくことも可能です。
事務手数料	無料 ※所定のATM利用手数料や振込手数料は有料です。
本口座の解約	下記のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちに解約いただけます。 (通常の預金口座として引き続きご利用いただくことはできません) ①預金者(お孫さま等)が30歳になられた場合 ②預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③預金残高が零となり、預金者(お孫さま等)と当行で教育資金管理契約終了の合意があった場合

## お孫さま等による口座開設手続き時に必要なもの

贈与契約書(原本)	事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で締結させていただきます。 祖父母さま等とお孫さま等のご署名・ご捺印が必要です。 店頭にて用紙をご用意しております。
教育資金管理契約 申込書	贈与資金を預け入れたお孫さま等の口座について、教育資金のお支払いの管理を銀行が行うことを目的とした契約申込書で、お孫さま等と当行の間で締結いたします。 お孫さま等のご署名・ご捺印が必要です。 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまにお手続きを代行させていただきます。
戸籍謄本	祖父母さま等とお孫さま等の関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本(発行より6ヶ月以内のもの)をご用意ください。
教育資金非課税 申告書	贈与税の非課税措置を受けるための書類です。 お孫さま等のご署名・ご捺印が必要です。 店頭にて用紙をご用意しております。国税庁のホームページでもダウンロードすることができます。 平成28年1月以降に申込書を提出いただく際には、個人番号の提示が必要となります。
贈与資金	贈与資金は、教育資金管理契約をお申込み時にお預けいただく方法と、お申込み日以降に祖父母さま等からお振込みいただく方法(お申込日より2ヵ月以内)がございます。
新規入金申込書 (普通預金・貯蓄預金・ 通知預金)	普通預金でのお申込みとなります。預入金額は、1,500万円以内です。(教育資金非課税申告書の申告額以内) お孫さま等のご署名が必要です。
お孫さま等のご本人確認書類(原本)	お孫さま等が、当行とのお取引が初めての場合、ご提出いただきます。(健康保険証、運転免許証、住民票の写し等) ※お孫さま等が未成年の場合は、お孫さま等とご関係が確認できる親権者さまのご本人確認書類もあわせて必要です。(親権者さまにお手続きを代行させていただきます。)

# たからもの

# Q & A



## Q 誰でもこの制度を利用することができますか？

**A** 直系尊属\*である祖父母さま等から教育資金の贈与を受けた30歳未満のお孫さま等がご利用になれます。(例えば伯父さまから甥御さまへの贈与等は対象となりません。)

※直系尊属とは、例えば贈与を受ける方(受贈者)の父母・祖父母・曾祖父母をいいます。

## Q 贈与する子や孫が複数いる場合は何人まで適用となりますか？

**A** お孫さま等お1人につき1,500万円が非課税限度額です。例えば、お孫さまがお2人いらっしゃる場合は合計3,000万円まで非課税で贈与することができます。

## Q 1,500万円は一度に贈与しなければならないのですか？

**A** 非課税限度額は1,500万円ですが、複数回に分けて贈与することも可能です。

## Q 父方、母方の祖父母等、複数の贈与者から贈与を受けることは可能ですか？

**A** お孫さま等お1人につき1,500万円の非課税限度額内であれば、複数の方から贈与を受けることは可能です。

## Q 平成25年4月1日以前に、祖父母から金銭の贈与を受けている場合、その資金で口座を開設できますか？

**A** 「教育資金の非課税措置」の対象は、平成25年4月1日以後に贈与を受けた金銭になります。

## Q 専用口座に預け入れる前に支払った教育資金についても「教育資金の非課税措置」の対象となりますか？

**A** お預け入れ後に支払った教育資金のみが対象となります。

## Q 祖父母(贈与者)が遠隔地に住んでいるので、窓口に行くことができないのですが、受贈者(および親権者)のみの来店でも口座開設はできますか？

**A** 可能です。ただし、口座開設に先立ち事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与の契約をしていただく必要があります。「贈与契約書」の書式は店頭にご用意しております。契約書の締結後2ヶ月以内に贈与資金を本口座にお預け入れいただく必要があります。

## Q 祖父母が途中で払戻すことはできますか？

**A** 本制度を利用して預入された資金はお孫さま等への贈与となるため、祖父母さま等が途中で払戻すことはできません。

## Q 教育資金の支払いをどのように証明すればよいですか？

**A** 払戻された資金を教育資金として利用されたことを確認する領収書等を金融機関にご提出いただく必要があります。期限までに領収書等の提出がない場合は、贈与税が課税されます。

## Q 教育資金として使われなかった資金については課税されますか？

**A** お孫さま等が30歳になられた日に贈与があったものとみなして、30歳になられた年に贈与税が課税されます。

## Q 30歳になった後も、この口座を引き続き利用することはできますか？

**A** できません。この口座は「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」専用となりますので、引き続いてのご利用はできません。

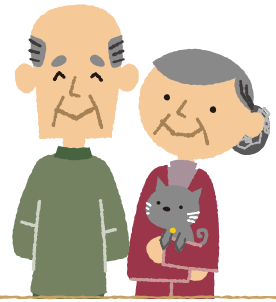
そのほか、ご不明な点はお近くの **しまぎん** の窓口にお気軽にお問い合わせください。





しまぎん教育資金一括贈与専用口座

たからもの



## 教育資金の範囲

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。詳しくは店頭にてお問い合わせいただくか、または文部科学省のホームページにも掲載されていますのでご参照下さい。

### ①学校等※に対して直接支払われる金銭

学校等への支払いは上限1,500万円。

※学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等

### ②学校等以外※の者に対して直接支払われる金銭

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。

※学校等以外：学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等の費用で社会通念上相当と認められるもの。

### ③対象となる費用 ※領収書等が発行されることが必須となります。

#### ○学校等の場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

#### ○学校等以外の場合

学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝、通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費等



## 特にご注意いただきたい事項

### 【お申込時】

◎本専用口座にお預け入れいただいた金額のうち、実際に教育資金として支払われた金額のみが非課税扱いとなります。教育資金として支払われなかった金額については贈与税の課税対象となりますので、お孫さま等の教育計画に合わせてお預け入れいただく金額(贈与金額)をご検討ください。

◎お孫さま等が既に他の金融機関や当行の他の店舗に「教育資金非課税申告書」をご提出されている場合は、本預金はご利用いただけません(既に教育資金管理契約が終了している場合を除きます)。複数の

ご契約をされた場合、最初の一つを除き無効となり、無効となった契約にかかるものは課税対象となります。

### 【利用期間中】

◎本非課税措置を受けるためには、教育資金として支払われたことを証明する領収書等を当行にご提出いただく必要があります。期限までに領収書等の提出がない場合、あるいは提出された領収書等が教育資金以外のものである場合には、贈与税の課税対象となります。

◎領収書等に記載される支払い年月日は、専用口座からの払戻日と同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、その払戻金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となります。

詳しくはお近くの **しまぎん** の窓口にお気軽にお問い合わせください。

**SHIMANE** 島根銀行

<http://www.shimagin.co.jp/> 島根銀行

検索